

平戸市監査公表第 13 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 8 年 4 月 10 日

平戸市監査委員 大浦 雄一  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
議会事務局

第 3 監査の期間

令和 5 年 4 月 21 日

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：議会事務局】

区 分	内 容	措置状況
意見	<p>1. 政務活動費について</p> <p>平戸市議会政務活動費に関する申し合わせ事項において、「領収書のただし書きには支出内容、数量、単価等を明確に記載すること。（若しくは、ただし書きにかえて納品書や明細書を添付すること。）」としている。</p> <p>令和4年度においては、2会派合同による2回の研修会の開催及び先進地視察研修が行われ、提出された政務活動費収支報告書の証拠書類として領収書が添付されていたが、研修会で招聘した講師費用弁償及び視察研修のレンタカー代については、記載されているただし書きの内容では不明瞭であったため、明細を付すことで透明性を確保することが必要と思われる。</p> <p>また、10月27日と11月14日に研修会が開催されているが、講師謝金と費用弁償にかかる個々の領収書日付が、共に10月27日となっていた。特別な理由がない限り、業務の終了後に支払うことが望ましい。</p> <p>2. 議会傍聴について</p> <p>平戸市議会傍聴規則第5条第2項において「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。」としているが、近年、本市を含め子育て世代や障がい者の社会参加が促進されていることから、傍聴の機会を増やしていくための環境</p>	<p>領収書は可能な限り明確に記載することを申し合わせている。領収書に記載が困難な場合は、政務活動費収支内訳に明細を記載するようにする。</p> <p>平戸市議会傍聴規則第5条第2項については、子育て世代が議会傍聴する上での障壁となっていることや、主権者教育の推進など、昨今の社会情勢を踏まえ削除した。</p> <p>合理的配慮の観点から、車椅子利用者への配慮は必要であるが、傍聴席への移動には階段等の難所等議場の構造上、車椅子の移送には転倒等</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>整備について検討していただきたい。</p> <p>また、車椅子利用者については事前申出があれば職員が傍聴席まで移送することから、当該取り扱いについてホームページへの掲載などにより、市民への周知を図りたい。</p>	<p>のリスクが伴うため、安全性の観点から1階ロビー等でのモニター傍聴などの選択肢を説明し、傍聴者のご意向を尊重した対応を行うこととする。車椅子利用者に関わらず、傍聴に関する相談、質問に対しては、ご意向を尊重し対応している。</p>
	<p>3. 議員の被服貸与について</p> <p>平戸市議会議員被服貸与規定第5条において、「貸与中に議員が離職したときは、貸与品を返納しなければならない。ただし、議長が特に返納することを要しないと認めたときは、この限りではない。」と規定している。返納を要しない場合においては、その理由を付して決裁を受けることが望ましい。</p>	<p>返納を要しない理由を記載するようにした。</p>